

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○環境影響評価法（平成九年六月十三日法律第八十一号）（抄）

（方法書についての都道府県知事等の意見）

第十条（略）

2・3（略）

4 第六条第一項に規定する地域の全部が一の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、前条の書類の送付を受けたときは、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

5・6（略）

（準備書についての関係都道府県知事等の意見）

第二十条（略）

2・3（略）

4 関係地域の全部が一の第十条第四項の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、前条の書類の送付を受けたときは、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

5・6（略）

○環境影響評価法施行令（平成九年十二月三日政令第三百四十六号）（抄）

（法第十条第四項の政令で定める市）

第十一条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋  
市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市とする。